

令和7年度オンライン研修（事例報告）

新潟県の取組について

新潟県 福祉保健部 障害福祉課



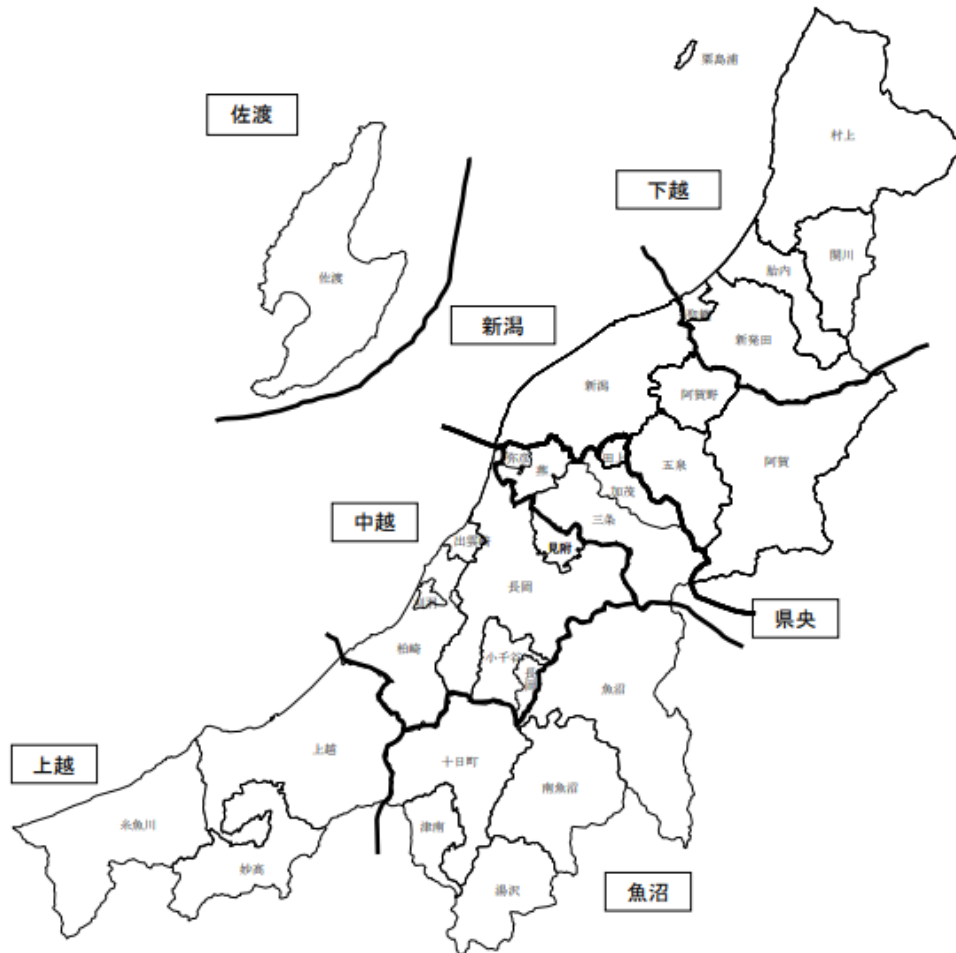
新潟県 宣伝マスコットキャラクター 「トッキッキ」

本日のメニュー

- 1 新潟県について（県の状況）
- 2 新潟県における体制整備の経緯
- 3 新潟県における取組事例①
【基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援】
- 4 新潟県における取組事例②
【市町村協議会の活性化に向けた市町村支援】
- 5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

1 新潟県について①（県の状況）

新潟県障害保健福祉圏域



- 推計人口：2,075,669人
（令和7年7月1日現在）
- 市町村数：30市町村
- 障害福祉圏域：7圏域
（下越、新潟、県央、中越、魚沼、上越、佐渡）
- 県庁所在地：新潟市（政令指定都市）
- 米の産出額：全国1位
えだまめ作付面積：全国1位
原油の生産量：全国1位
- 年間平均気温：15.4℃
- 年間平均降雪量：465cm



南北に長く、北端の市から南端の市まで200km弱あり。県庁から両端の市まではそれぞれ車で2時間ほどかかる。

1 新潟県について②（県の状況）

●相談支援事業所

指定特定相談支援事業所	168か所
指定一般相談支援事業所	70か所
障害児相談支援事業所	138か所

●市町村

基幹相談支援センター	16市町で設置済（18センター）
地域生活支援拠点等	25市町村で設置済
市町村自立支援協議会	30市町村（全市町村）で設置済

●県機関

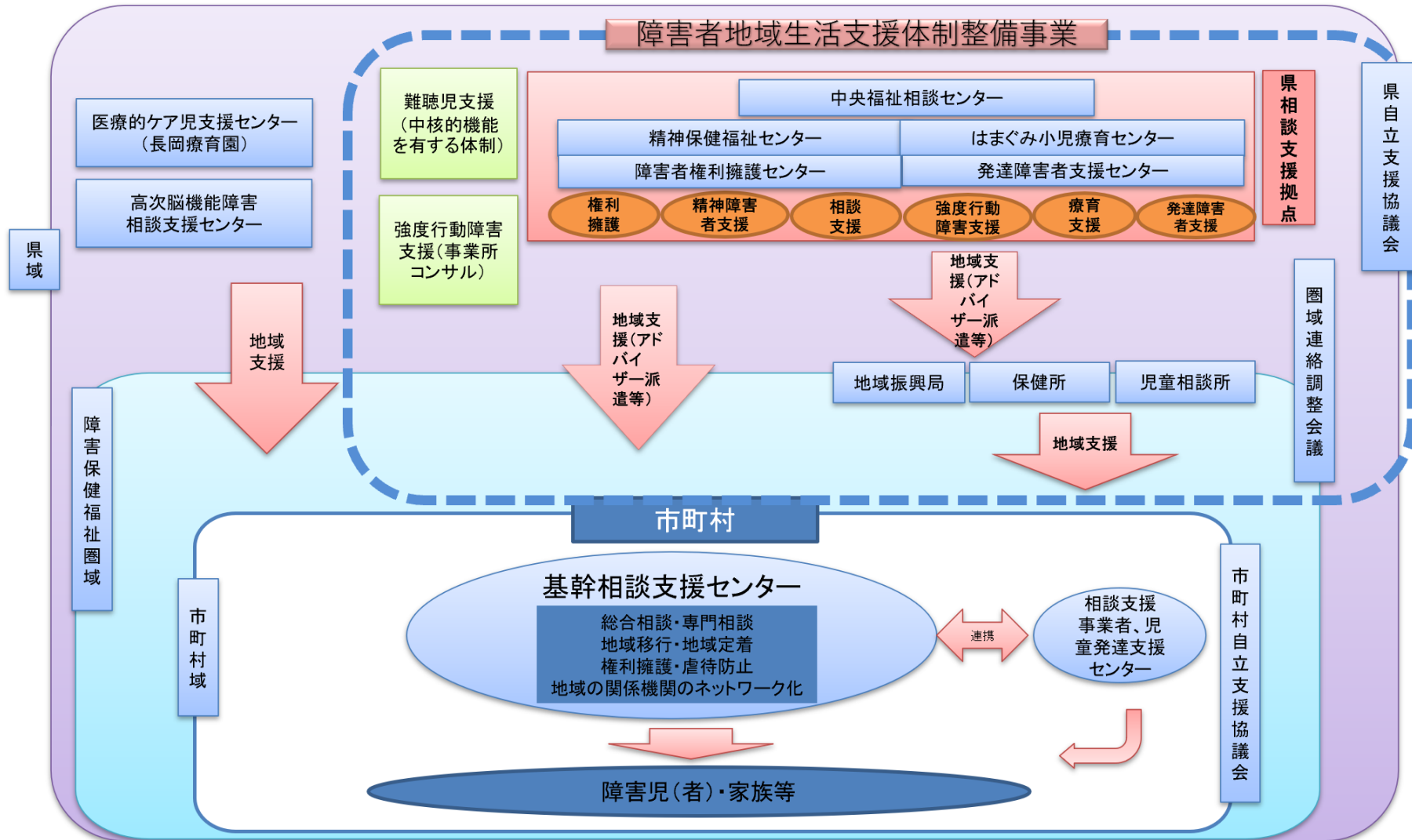
県地域振興局	新発田地域振興局（下越圏域）、新潟地域振興局（新潟圏域）、三条地域振興局（県央圏域）、長岡地域振興局（中越圏域）、南魚沼地域振興局（魚沼圏域）、上越地域振興局（上越圏域）、佐渡地域振興局（佐渡圏域）
県相談支援拠点	中央福祉相談センター：相談支援体制整備、強度行動障害支援体制整備、権利擁護体制整備、リハビリテーション支援体制整備
	はまぐみ小児療育センター：障害児等療育支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備
	精神保健福祉センター：精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築
県専門アドバイザー（相談支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備、障害児等療育支援体制整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築、権利擁護体制整備、強度行動障害支援体制整備、リハビリテーション支援体制整備の7部門	

○各市町村を、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに各地域振興局や県相談支援拠点及び県専門アドバイザーがサポート

○各地域振興局を、県相談支援拠点及び県専門アドバイザーがサポート

→市町村の体制整備を県機関が重層的にサポートしている。

1 新潟県について③（県の状況）



参考：
新潟県
相談支援体制
イメージ図

2 新潟県における体制整備の経緯

○平成19年度から令和3年度まで

市町村では確保できない相談支援体制を補完するため「新潟県障害者地域生活支援センター事業」を実施し、**各圏域の配置型アドバイザーが**市町村支援を実施してきた。



○令和4年度から

市町村において基幹相談支援センターや相談支援事業所の整備が進められ、各地域が一定程度相談支援の中核を担う体制を整えてきたことから、

- 相談支援体制整備については、住民に身近な市町村がその実施主体となり、県は市町村をバックアップする役割であることを整理。
- 「新潟県障害者地域生活支援体制整備事業」として、**配置型のアドバイザーから、派遣型の専門アドバイザーに事業を再編。**
- 県相談支援拠点が専門アドバイザーと協働で、各市町村や圏域をバックアップすることにより、それぞれの地域が相談支援体制整備に向けて主体的に取り組んでいく体制とした。

3 新潟県における取組事例①

<課題>

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備は一定程度進んできたが、設置・整備のための行程や効果が分からずに、設置や整備に至らない市町村がある。

また、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置後の検証や評価、改善に向けた取組を進める必要がある。



基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を促し、機能強化につながる新たな取り組みが必要

3 新潟県における取組事例①

【基幹相談支援センターの設置等に向けた取組】のご紹介

具体的には・・・

＜市町村等担当者会議の開催＞

県内の基幹相談支援センター（未設置市町村においては委託相談支援事業所）、市町村障害福祉担当課、県地域振興局、県相談支援拠点等が地域の取組状況や好事例などの情報共有や意見交換を行う。

→基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進、相談支援体制の充実強化を図る。

3 新潟県における取組事例①

＜市町村担当者会議の内容等＞

○参集者

市町村障害福祉担当課職員、基幹相談支援センターの職員、
委託相談支援事業所の職員（基幹未設置の場合に限る）、
相談支援体制整備等に関わる県機関の職員 等

○会議内容

- ・ 基幹相談支援センターにかかる実践報告及び意見交換
- ・ 地域生活支援拠点等にかかる実践報告及び意見交換
- ・ （それぞれに対する）専門アドバイザーからの助言

3 新潟県における取組事例①

令和7年度基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の 整備促進に向けた市町村等担当者会議 プログラム			
			令和7年7月30日(水)
会場: 燕三条地場産業振興センター メッセピア 総合研修室			
事	項	時 間	担 当
☐	開 会		
☐	換 拶	13:30～13:35	中央福祉相談センター
1	実践報告①（基幹相談支援センター）	13:35～14:20	南魚沼市福祉課障がい福祉係 相談支援センターみなみうおぬま （社会福祉法人南魚沼福祉会）
2	意見交換会①（基幹相談支援センター） ワーク及びグループごとの意見交換	14:20～15:05	相談支援事業つなぐ （社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会）
	グループによる発表（振り返り）	15:05～15:15	
☐	休 憩		
3	実践報告②（地域生活支援拠点等）	15:25～16:10	相談支援事業つなぐ （社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会）
4	意見交換会②（地域生活支援拠点等） ワーク及びグループごとの意見交換	16:10～16:50	みんなでききる相談センター （社会福祉法人みんなでききる）
	グループによる発表（振り返り）	16:50～17:00	
5	まとめ		中央福祉相談センター
☐	閉 会		

参考：令和7年度実施内容

3 新潟県における取組事例①

＜取組のポイントと効果＞

○ポイント1

市町村、圏域によって状況は様々であるが、会議として一堂に参集することで、市町村のネットワーク構築や現状認識の場を作った。

→【効果】現状のふり返りや市町村同士の情報共有の促進

○ポイント2

好事例の共有を行うことで、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置効果の理解促進を図った。

→【効果】基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等設置への
関心度の増加

3 新潟県における取組事例①

<取組のポイントと効果>

【ポイント3】

専門アドバイザーによる意見交換会の進行及び講評を行うことで、より実態に即した検討が可能となるよう促した。

→【効果】前向きかつ具体的な業務や今後の取組を考えるきっかけとなった。

4 新潟県における取組事例②

<課題>

県地域振興局が県自立支援協議会圏域部会（連絡調整会議）を開催し、圏域の相談支援体制の整備について検討を進めてきたが、会議運営が専門アドバイザー個人のネットワークや意欲に依存している部分があった。



地域における関係機関の連携やネットワーク体制を、安定的かつ持続的に維持できる仕組み作りが必要

4 新潟県における取組事例②

【（自立支援）協議会の活性化に向けた市町村支援】のご紹介

具体的には・・・

＜下越圏域 県自立支援協議会圏域部会（連絡調整会議）

相談支援部会（以下、下越圏域相談支援部会）の効果的な運営＞

下越圏域相談支援部会の枠組みや役割を、県機関と基幹相談支援センター、委託相談事業所が協働で作り上げ、地域の状況や課題の整理を行っている。

→（自立支援）協議会の活性化につながっている。

4 新潟県における取組事例②

<下越圏域相談支援部会の内容等>

○参集者

- ・新発田地域振興局
- ・基幹相談支援センター（専門アドバイザーを兼ねている職員も含む）
- ・委託相談事業所

○役割分担

- ・新発田地域振興局
＝設置要綱の作成や研修の企画等
- ・基幹相談支援センター、委託相談事業所
＝地域の課題の整理と共有、研修内容の発案等

○部会内容

- ・各市町村自立支援協議会の検討内容の共有
- ・研修会の企画

4 新潟県における取組事例②

<取組のポイントと効果>

○ポイント1

県機関からの一方的かつ一般的なひな形の提供ではなく、実施要綱や会議運営、研修企画に至るまで市町村と協働で作り上げていった。
(幹事会もこまめに実施)

- 【効果】
- ・ 県機関と市町村基幹相談支援センター、委託相談事業所が一緒に会議を作り上げているという連帯意識や主体意識の醸成
 - ・ 会議の形骸化の防止

4 新潟県における取組事例②

<取組のポイントと効果>

○ポイント2

県機関は、要綱文書作成や通知作成等の行政事務及び研修デザイン等、基幹相談支援センターや委託相談事業所は、地域課題の整理や共有及びそれに基づいた研修発案等、得意な分野の分担を行った。

- 【効果】
- ・ 属人的な取り組みに依らない仕組みとしての継続的な会議運営の促進
 - ・ 各市町村自立支援協議会の取組の情報共有による各市町村同士のネットワークの構築や強化
 - ・ 圏域の状況を踏まえた効果的な研修の充実

5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

市町村職員の皆さんへ・・・

地域生活支援体制整備で重要だと思ったこと

- ① 対話をできるだけ行う
- ② できることが何か考える
- ③ やることを明確にする（特に異動、引継ぎ時）

5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

① 対話をできるだけ行う

○対話は、コミュニケーションの円滑化、理解の促進、誤解の防止、協働意識の醸成等、プラスの効果を生む。

○対面で協議する場を意図的に設定する。

とはいえ、場の設定だけでも時間とエネルギーを使うので、年度当初に仕組み化してしまうことも有効と思われる。

（例：4、9、3月の第4水曜日に〇〇市会議室集合等）

5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

② できることは何か考える

○特別なことではなく、できることを継続していく。
(それが難しいのですが・・・)

○「できないこと」を考えることではなく、「できること」
を考えることが大切。会議のマンネリ化や意欲低下の
防止にもつながる。

5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

③ やることを明確にする（特に異動、引継ぎ時）

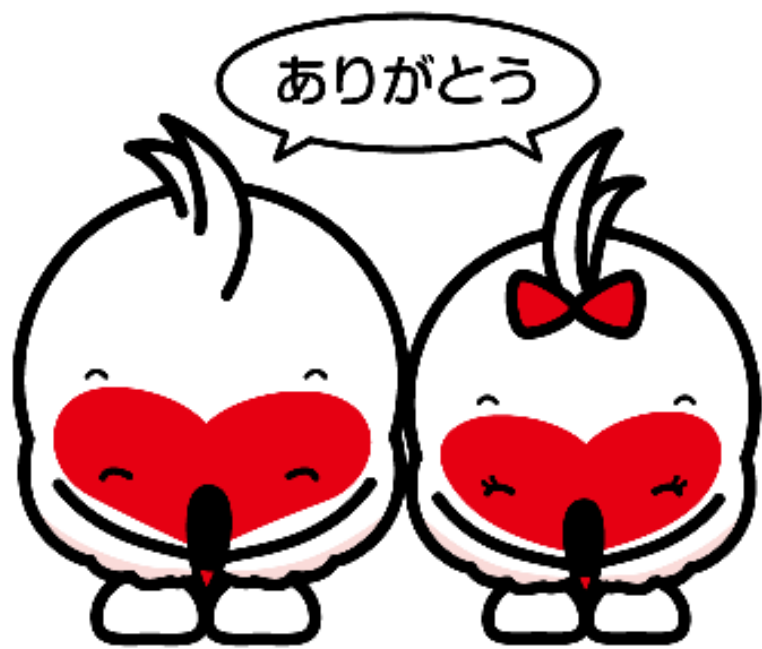
○行政職員である以上、異動や引継ぎは必ずある。

○そのたびに取組をリセットしないためにも、前任者は次の担当者がやることを異動前に1つでいいので具体的に決めておくことが重要。

（例：地域生活支援拠点等の設置に向けて、事業所、
専門アドバイザー、市町村担当課を交えた会議を夏までに行う 等）

○引き継いだ担当者は、まずは引き継いだ取組を実践してみる。

90点、80点じゃなくても、まずはチャレンジすることが重要。



ご清聴ありがとうございました。

機会がありましたら、
ぜひ新潟県にお越し
ください。